

○厚生労働省令第五十二号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第六条の六第十号、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第九号ニ及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第十二条第五号ニの規定に基づき、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十日

厚生労働大臣 後藤 茂之

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設)</p> <p>第七十七条の六 令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>一〜二十四 (略)</p> <p>二十五 (略)</p> <p>二十五の二 愛玩動物看護師法(令和元年法律第五十号)第三十条第二号に規定する愛玩動物看護師養成所</p> <p>二十六 (略)</p> <p>二十七〜三十四 (略)</p>	<p>(令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設)</p> <p>第七十七条の六 令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>一〜二十四 (略)</p> <p>二十五 言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)第三十三条第一号、第二号、第三号及び第五号に規定する学校及び言語聴覚士養成所 (新設)</p> <p>二十六 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第九条に規定する教育機関</p> <p>二十七〜三十四 (略)</p>

(健康保険法施行規則の一部改正)

第二条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(法第三条第一項第九号ニの厚生労働省令で定める者) 第二十三条の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第九号の「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次に掲げる教育施設とする。 一 一〇二十四 (略) 二十五 (略)</p> <p>二十五の二 愛玩動物看護師法(令和元年法律第五十号) 第三十条 一条第二号に規定する愛玩動物看護師養成所</p> <p>二十六 (略)</p> <p>二十七 〇三十四 (略)</p>	<p>(法第三条第一項第九号ニの厚生労働省令で定める者) 第二十三条の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第九号の「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次に掲げる教育施設とする。 一 一〇二十四 (略) 二十五 言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号) 第三十三条 第一号、第二号、第三号及び第五号に規定する学校及び言語聴覚士養成所 (新設)</p> <p>二十六 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号) 第九条に規定する教育機関</p> <p>二十七 〇三十四 (略)</p>

(厚生年金保険法施行規則の一部改正)

第三条 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(法第十二条第五号ニに規定する厚生労働省令で定める者) 第九条の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第九号に規定する「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次の各号に掲げる教育施設とする。 一 一〇二十四 (略) 二十五 (略)</p> <p>二十五の二 愛玩動物看護師法(令和元年法律第五十号)第三十条第二号に規定する愛玩動物看護師養成所</p> <p>二十六 (略)</p> <p>二十七〇三十四 (略)</p>	<p>(法第十二条第五号ニに規定する厚生労働省令で定める者) 第九条の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第九号に規定する「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次の各号に掲げる教育施設とする。 一 一〇二十四 (略) 二十五 言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)第三十三条第一号、第二号、第三号及び第五号に規定する学校及び言語聴覚士養成所 (新設)</p> <p>二十六 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第九条に規定する教育機関</p> <p>二十七〇三十四 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年五月一日から施行する。

(国民年金法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から令和九年四月三十日までの間における第一条の規定による改正後の国民年金法施行規則第七十七条の六の規定の適用については、同条第二十五号の二中「愛玩動物看護師養成所」とあるのは、「愛玩動物看護師養成所及び同法附則第二条第一号ニに規定する都道府県知事が指定する養成所」とする。

(健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日から令和九年四月三十日までの間における第二条の規定による改正後の健康保険法施行規則第二十三条の六の規定の適用については、同条第三項第二十五号の二中「愛玩動物看護師養成所」とあるのは、「愛玩動物看護師養成所及び同法附則第二条第一号ニに規定する都道府県知事が指定する養成所」とする。

(厚生年金保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日から令和九年四月三十日までの間における第三条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則第九条の六の規定の適用については、同条第三項第二十五号の二中「愛玩動物看護師養

成所」とあるのは、「愛玩動物看護師養成所及び同法附則第二条第一号ニに規定する都道府県知事が指定する養成所」とする。